

変更内容

日専連ジェミス(ショッピング)規約変更 新旧対照表(変更条項のみ抜粋)

変更箇所	変更前	変更後
第3条(カードの貸与およびカード管理等)	<p>第3条(カードの貸与・有効期限)</p> <p>(1) 当社は会員本人に当社が発行するカードを貸与するものとします。</p> <p>(2) 会員は、カードの署名欄に自署し、十分な注意(善良なる管理者の注意)をもって、カードを使用し保管するものとします。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>第3条(カードの貸与およびカード管理等)</p> <p>(1) 当社は会員本人に当社が発行するカードを貸与するものとします。</p> <p>会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カード所定欄に自己の署名を行い、カードを使用し保管するものとします。</p> <p>(2) カードの所有権は当社にあります。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及び以下のカードに表示されているカード情報を管理しなければなりません。</p> <p>① 会員氏名</p> <p>② カード番号及びカードの有効期限</p> <p>③ セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数字をいう。)</p> <p>非対面においては、カードを提示することなくカード情報全部または一部によりショッピングを利用することができますので、第三者によるカード悪用等を防止するため、会員は次項に基づきカード情報を管理するものとします。</p>
	<p>第4条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1~2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3. 会員は、当社所定の方法で申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります(当社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。)</p>
第6条(カードの機能)	<p>第6条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>第6条の2(WEBサービス及び本人認証サービスへの利用登録)</p> <p>(1) 会員は、当社が提供するWEBサービスである「eニッセンレン」及びオンラインセキュリティサービス(カードを利用した商品等の購入またはサービスの提供等の申込みをインターネット等のオンラインで行う取引(以下「オンライン取引」という。))に際し、パスワード(前条に定める暗証番号とは異なります。))の入力等による本人認証を行うサービスをいい、以下「本人認証サービス」という。)に利用登録を行うものとします。但し、パソコン及びスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員についてはこの限りではありません。</p> <p>(2) 前項に定める「eニッセンレン」および本人認証サービスの利用に関しては、当社が別途定める「eニッセンレン利用規約」及び「本人認証サービス利用規約」が会員に適用されるものとします。</p>

<p>第 13 条 (カードの紛失・盗難等)</p>	<p>第 7 条から第 12 条 (略)</p> <p>第 13 条 (カードの紛失・盗難等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員及び使用者がカードを紛失し、または盗難にあったときは、すみやかに当社に連絡のうえ、警察署または交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出をするものとします。 2. カードの紛失、盗難その他の事由により、カードまたはカードの表示事項が他人に利用された場合の損害は、会員及び使用者の負担となります。ただし、保険の適用が認められる場合は、カード保険約款の定めるところにより、その損害額の全部もしくは一部が保険より補填されます。 3. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、前項の損害の全部を会員及び使用者が負担するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員及び使用者の故意または重大な過失によって生じた場合。 (2) 会員及び使用者の家族、同居人等、会員及び使用者の関係者によって使用された場合。 (3) 当社の会員規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。 (4) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (5) カード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合 (第 5 条 2 項により会員及び使用者が責任を負う場合)。 (6) 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。 (7) 本条第 1 項の通知を当社が受理した日の前日から起算して 75 日以前に生じた損害及び 60 日を過ぎて生じた損害。 (8) 会員及び使用者が当社または損害保険会社の請求する書類を提出しない場合、あるいは当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せずまたは損害防止軽減のための努力をしなかった場合。 (9) その他、会員及び使用者が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。 4. カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行できるものとします。なお、この場合、当社所定の再発行手数料を負担していただくことがあります。 <p>第 14 条～17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (届出事項の変更・通知等の送付)</p>	<p>(3) 会員が前二項に基づき「e ニッセンレン」及び本人認証サービスに利用登録していない場合、会員はオンライン取引によるカードのショッピング利用ができません場合があります。</p> <p>第 7 条から第 12 条 (略)</p> <p>第 13 条 (カードの紛失・盗難等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員又はカード使用者がカード若しくはカード番号の紛失・盗難・詐取等の事実若しくはそのおそれ、又はカード番号等を他人に使用された事実若しくはそのおそれがあることを知った場合は直ちに当社に通知のうえ、警察署または交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出をするものとします。 2. カードの紛失、盗難その他の事由により、カードまたはカード番号等が他人に利用された場合 (モバイル端末等にカード番号を登録するなどして当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む) の損害は、会員及び使用者の負担となります。またカード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより他人にカード番号等を使用した場合 (モバイル端末等にカード番号を登録するなどして当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む) の損害についても会員の負担となります。ただし、保険の適用が認められる場合は、カード保険約款の定めるところにより、その損害額の全部もしくは一部が保険より補填されます。 3. 前項但書の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、前項の損害の全部を会員及び使用者が負担するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員及び使用者の故意または重大な過失によって生じた場合。 (2) 会員及び使用者の家族、同居人等、会員及び使用者の関係者によって使用された場合。 (3) 当社の会員規約に違反している状況において、紛失や盗難・詐取等が生じた場合。 (4) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (5) カード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合 (第 5 条 2 項により会員及び使用者が責任を負う場合)。 (6) 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難・詐取等が生じた場合。 (7) 本条第 1 項の通知を当社が受理した日の前日から起算して 75 日以前に生じた損害及び 60 日を過ぎて生じた損害。 (8) 会員及び使用者が当社または損害保険会社の請求する書類を提出しない場合、あるいは当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せずまたは損害防止軽減のための努力をしなかった場合。 (9) その他、会員及び使用者が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。 4. カードは、紛失、盗難、毀損、滅失、詐取等で当社が認めた場合に限り再発行できるものとします。なお、この場合、当社所定の再発行手数料を負担していただくことがあります。 <p>第 14 条～17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (届出事項の変更等・通知等の送付)</p>
--------------------------------	--	---

<p>変更・通知等の送付)</p> <p>第 21 条 (規約の変更)</p> <p>第 24 条 (カードショッピングの利用方法)</p>	<p>1. 会員及び連帯保証人は、当社に届出た住所・名称・代表者・使用者・連絡先・お支払い口座等について変更があった場合には、所定の届出書または当社の認める方法により、遅滞なく当社に通知するものとします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 19 条から第 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (規約の変更)</p> <p>(1) 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他必要な方法で周知した上で、本規約を変更することができるものとします。</p> <p>② 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p> <p>(2) 当社は前項に基づく他、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて告知する方法又は会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (略)</p> <p>カードショッピング条項</p> <p>第 24 条 (カードショッピングの利用方法)</p> <p>1. 使用者は第 3 条第 1 項に定めるカードで①②の加盟店 (以下これらの加盟店を総称して「加盟店」という。) でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、カードショッピングができます。ただし、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続によりカードの利用ができる場合があります。なお、通信料金等の会員番号登録型継続契約、およびインターネット上で取引を行う場合で、当社が予め承している加盟店においては、使用者は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>①当社の加盟店および全国の日専連加盟店ならびに当社が提携した提携先の加盟店</p> <p>②JCB と加盟店契約をしている JCB の加盟店</p> <p>2. 当社または加盟店が特に定める金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額、商品、権利、サービスの種類によっては、当社または JCB の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社または</p>	<p>1. 会員は、当社に届出た住所・氏名・電話番号 (携帯電話番号を含む)・勤務先・指定預金口座等に変更があった場合には、所定の届出書により遅滞なく当社に届け出するものとし、また、携帯電話を保有する会員は、当社に対して、携帯電話番号を届け出るものとし、</p> <p>2～4 (略)</p> <p>19 条から 20 条 (略)</p> <p>第 21 条 (規約の変更)</p> <p>1 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、民法の定めに基づき、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他必要な方法で周知した上で、会員と個別に合意することなく、本規約 (本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。) または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができるものとします。</p> <p>(2) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p> <p>2 当社は前項に基づく他、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて告知する方法又は会員にその内容を周知した上で、本規約 (本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。) または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (略)</p> <p>カードショッピング条項</p> <p>第 24 条 (カードショッピングの利用方法)</p> <p>1. 使用者は第 3 条第 1 項に定めるカードで①②の加盟店 (以下これらの加盟店を総称して「加盟店」という。) でカードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。ただし、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続によりカードの利用ができる場合があります。なお、会員番号登録型継続契約、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。また、オンライン取引については次項が適用されるものとします。</p> <p>①当社の加盟店および全国の日専連加盟店ならびに当社が提携した提携先の加盟店</p> <p>②JCB と加盟店契約をしている JCB の加盟店</p>
--	---	--

JCB に対して照会するものとし、会員及び使用者はこれをあらかじめ承認するものとします。

3. 会員及び使用者は、カードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。
4. 商品の所有権は、当社が加盟店に立替払したことにより加盟店から当社に移転し、当該カードショッピングの支払完了まで当社にあることを会員及び使用者は認めるものとします。

第 25 条

(カードショッピングの支払金の支払方法)

第 25 条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

1. ショッピング利用代金の支払区分は 1 回払、ボーナス一括払、ボーナス 2 回払、分割払、ボーナス併用分割払、リボルビング払としカード利用の都度会員が指定するものとします。但し、加盟店によって一部利用できない支払区分があります。
2. 会員は利用代金に分割手数料を加算した額を毎月末日に締切り翌月 20 日頃までに請求を受けたものに対し会員があらかじめ指定した方法により支払うものとします。(但し、加盟店又は期間によっては毎月の締切りが上記と異なる場合があります。)

①～④ (略)

⑤リボルビング払の場合、毎月の弁済金はカードショッピングの毎月月末におけるリボルビング払の残高を基準とし、下表に定める残高スライド方式とします。

当該弁済金には手数料を含むものとし、リボルビング払の手数は前回支払日後のリボルビング残高に対して実質年率 14.0%の割合で前回支払日の翌日から今回支払日までの日割り計算となります。なお、初回手数料はご利用月の末日の翌日から初回支払日までの日割り計算となります。又締切日時点の未請求残高が支払規定額に満たない場合は、当該未請求残高に手数料を加算した金額を支払うものとします。

リボルビング払の月々のご返済額 (元利定額残高スライド方式)

ご利用元金残高	弁済額
1 円～100,000 円	5,000 円
100,001 円～200,000 円	10,000 円
200,001 円～300,000 円	15,000 円
300,001 円～400,000 円	20,000 円
400,001 円～500,000 円	25,000 円
500,001 円～600,000 円	30,000 円
以降 20 万増す毎	10,000 円加算

2. 会員が加盟店においてオンライン取引によるカードのショッピング利用を行おうとする場合には、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードを送信する方法もしくは本人認証サービス利用規約に基づく認証手続を履践する方法等のうち当社又は加盟店が指定する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員は前項に定めるカードの提示等を省略することができます。
3. 当社または加盟店が特に定める金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額、商品、権利、サービスの種類によっては、当社または JCB の承認が必要となることがあります。この場合、加盟店が当社または JCB に対して照会するものとし、会員及び使用者はこれをあらかじめ承認するものとします。
4. 会員及び使用者は、カードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。
5. 商品の所有権は、当社が加盟店に立替払したことにより加盟店から当社に移転し、当該カードショッピングの支払完了まで当社にあることを会員及び使用者は認めるものとします。

第 25 条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

1. ショッピング利用代金の支払区分は 1 回払、ボーナス一括払、ボーナス 2 回払、分割払、ボーナス併用分割払、リボルビング払としカード利用の都度会員が指定するものとします。但し、加盟店によって一部利用できない支払区分があります。
2. 会員は利用代金に分割手数料を加算した額を毎月末日に締切り翌月 20 日頃までに請求を受けたものに対し会員があらかじめ指定した方法により支払うものとします。(但し、加盟店又は期間によっては毎月の締切りが上記と異なる場合があります。)

に加算してお支払いただきます。

①～④ (略)

⑤リボルビング払の場合、毎月の弁済金はカードショッピングの毎月月末におけるリボルビング払の残高を基準とし、下表に定める残高スライド方式とします。

当該弁済金には手数料を含むものとし、リボルビング払の手数は前回支払日後のリボルビング残高に対して実質年率 14.0%の割合で前回支払日の翌日から今回支払日までの日割り計算となります。なお、初回手数料はご利用月の末日の翌日から初回支払日までの日割り計算となります。又締切日時点の未請求残高が支払規定額に満たない場合は、当該未請求残高に手数料を加算した金額を支払うものとします。

リボルビング払の月々のご返済額 (元利定額残高スライド方式)

ご利用元金残高	弁済額
以降 20 万増す毎	10,000 円加算
500,001 円～600,000 円	30,000 円

リボルビング払弁済金の具体的計算例
令和4年9月末の利用残高が210,000円（お支払約定日27日）
の場合

- ・令和4年10月27日のお支払
手数料 2,174円 (210,000円×14.0%×27日÷365日)
弁済金 15,000円 (元金12,826円+手数料2,174円)
弁済後元金残額 197,174円 (210,000円-12,826円)
- ・令和4年11月28日のお支払
手数料 2,420円 (197,174円×14.0%×32日÷365日)
弁済金 10,000円 (元金7,580円+手数料2,420円)
弁済後元金残額 189,594円 (197,174円-7,580円)

3～4 (略)

第26条 (略)

第27条
(遅延損害金)

第27条 (遅延損害金)

1. 会員が、カードショッピングの分割支払金、及び弁済金を遅滞したとき〔(2)の場合は除く〕は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
(1)分割支払金、及び弁済金の支払いが翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金等に対し年14.6%を乗じた額と、分割支払金等の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、第16条第1項(3)の取引に該当する場合は除く。
(2)分割支払金の支払いが翌月1回払いの取引及び第16条第1項(3)の取引（但し、売買契約等の目的、内容が会員にとって営業のためである場合を除く。）については、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額。
(3)売買契約等の目的・内容が会員にとって事業のためのものである場合の取引については、年20.0%を乗じた額。
2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金、及び弁済金の残金全額に対し、前項(1)の取引については法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。前項(2)の取引については、分割支払金の残金全額に対し年14.6%、又、前項(3)の取引については、分割支払金及び弁済金の残金全額に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

400,001円～500,000円	25,000円
300,001円～400,000円	20,000円
200,001円～300,000円	15,000円
100,001円～200,000円	10,000円
1円～100,000円	5,000円

リボルビング払弁済金の具体的計算例
2023年9月末の利用残高が210,000円（お支払約定日27日）の場合

- ・2023年10月27日のお支払
手数料 2,174円 (210,000円×14.0%×27日÷365日)
弁済金 15,000円 (元金12,826円+手数料2,174円)
弁済後元金残額 197,174円 (210,000円-12,826円)
- ・2023年11月27日のお支払
手数料 2,344円 (197,174円×14.0%×31日÷365日)
弁済金 10,000円 (元金7,656円+手数料2,344円)
弁済後元金残額 189,518円 (197,174円-7,656円)

3～4 (略)

第26条 (略)

第27条 (遅延損害金)

1. 会員が、カードショッピングの分割支払金、及び弁済金を遅滞したとき〔(2)の場合は除く〕は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
(1)分割支払金、及び弁済金の支払いが翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金等に対し年14.56%を乗じた額と、分割支払金等の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、第16条第1項(3)の取引に該当する場合は除く。
(2)分割支払金の支払いが翌月1回払いの取引及び第16条第1項(3)の取引（但し、売買契約等の目的、内容が会員にとって営業のためである場合を除く。）については、当該分割支払金に対し、年14.56%を乗じた額。
(3)売買契約等の目的・内容が会員にとって事業のためのものである場合の取引については、年19.94%を乗じた額。
2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金、及び弁済金の残金全額に対し、前項(1)の取引については法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。前項(2)の取引については、分割支払金の残金全額に対し年14.56%、又、前項(3)の取引については、分割支払金及び弁済金の残金全額に対し、年19.94%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。